

危険物新聞

第 442 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集人 松 村 光 惟
発行人

大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル
TEL (531) 9717・5910
定 価 1 部 60 円

平成 2 年度 第 3 回危険物試験

12月9日(日)、府大で

消防試験研究センター大阪府支部では、大阪府下の平成2年度第3回危険物取扱者試験を次により実施することとなった。

▷試験日 12月9日(日) 午前 乙種4類
午後 甲種、乙種1~6類、
丙種

▷試験場 大阪府立大学(堺市)
▷申請日 11月16日(金)、11月17日(土)
▷申請場所 大阪府職員会館

準備講習は、乙種4類と丙種について

なお、準備講習会は、乙種4類と丙種について、大阪、堺、茨木、泉佐野など7会場で行なわれる。

特に休日コースについては、いつもの様に事前に予約(06-531-9717)が必要なので念のため。

また、甲種の準備講習については、第4回(3年2月中旬、試験実施)の1月に実施の予定。

全国秋の火災予防運動

11月9日(金)~11月15日(木)

今年も恒例の秋季全国火災予防運動が11月9日(金)から15日(木)までの7日間にわたって行なわれる。

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的としている。

〈全国統一標語〉

「まず消そう 火への鈍感 無関心」

"まさか"より "もしも"で 守ろう 危険物



ハツタは先端技術とふれあいの心をいかに
Hi-Tech & Hi-Touch
ハイテック&ハイタッチ

(損害防止)

ロスプリベンションが使命です。

ロスプリベンションのトータルプランから
メンテナンスフォローまで
各種システム&デバイスで
お応えします。

営業品目

消火システム・警報システム・特機デバイス・防災関連デバイス・消火器


株式会社 初田製作所

本社/〒573 大阪府枚方市招提田近3丁目5番地
TEL (0720) 56-1281 (大代) FAX (0720) 56-1472

「固定給油設備等の構造」

一部改正について

危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する規則が改正され、給油取扱所及び詰替えの一般取扱所において危険物を注入することができる車両に固定されたタンクの容量が引き上げられたことに伴い、さらにこれら施設における漏洩事故の防止を図る観点から平成2年6月21日付けで「固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造について」（昭和62年12月11日付け消防危第124号）の一部が改正された。

主な改正の内容は、次のとおり。

1 吐出量に係る事項について

灯油用固定注油設備の最大吐出量は毎分60ℓ以下とされていたが、車両に固定されたタンクに注入する用に供する灯油用固定注油設備にあっては、当該タンクの容量が2,000ℓ以下から4,000ℓ以下に引き上げられたことに伴い、給油取扱所での当該タンクへの灯油の注入に要する時間が非常に長くなり、給油に来る自動車との事故の蓋然性が高まるとともに、寒冷地域における長時間の注入作業中、常時監視の困難性も考慮して当該タンクに灯油を注入する際の漏えい事故等の防止を図るため、次に掲げる構造のものとしたものに限り、その最大吐出量を毎分180ℓ以下とすることができるとされた。

(1) 注入時に危険物の溢れを防止する機能を有する構造のもので、例えば、次に掲げる機能を有するもの。

ア タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる構造のもの。いわゆるオートストップ機能のことで、注入管を着けた状態で自動的に停止できるものでなければならない。

イ 1回の連続した注入量が設定量（タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって、2,000ℓを超えない量であること）以下に制限されるもの、いわゆるプリセット機能のことで、1回の設定量が2,000ℓを超えるものとするのであってはならない。

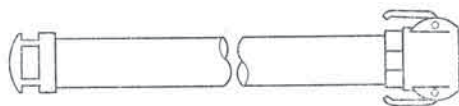
(2) 灯油用固定注油設備の注油ホースの直近に専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨が表示されたもの。

これは、当該注油ホースからの容器への灯油の小分けを禁止するためのものであり、その表示内容は「ローリー注油専用」等とすることが適当である。また、表示位置は当該注油ホースの取出口付近の見やすい位置又は注油ホース本体などが考えられる。

2 注入管について

車両に固定されたタンクに注入する用に供する灯油用固定注油設備の注油ホースには、注入管を設けることとされた。

これは、移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクにその上部から灯油を注入するときは、静電気による災害の発生を防止するため、注入管を用いることとされており（政令第27条第6項第4号ホ）、また、指定数量の5分の1以上指定数量未満の移動タンクについては火災予防条例で同様の規制が行われており、こうした取扱基準を設備面で担保する意味から固定注油設備により車両に固定されたタンクにその上部から灯油を注入する場合は注入ホースに注入管が設けられていなければならないこととされた。



注入管の例

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467-8

3 用語について

給油管又は注油管の用語が、政令の用語の改正に合わせて、それぞれ給油ホース又は注油ホースに改められた。

4 詰替えの一般取扱所について

詰替えの一般取扱所の固定注油設備は給油取扱所の灯油用固定注油設備の例によることとされており(危険物の規制に関する規則第28条の59第2項第7号)、当該一般取扱所の固定注油設備についても前1～3と同様の改正が行われた。

また、従前、政令第23条の基準の特例によりその設置が許可された小口詰替え専用の一般取扱所についても、同様に取り扱って差し支えないとされている。

5 その他

この改正により、現在危険物保安技術協会で行われている灯油用固定注油設備の型式試験確認に係る規定について所要の改正が行われる予定。

富田林協会 金谷氏受彰祝賀会

富田林市火災予防協会相談役金谷正則氏(前会長)は、去る6月、安全功労者(消防)として、消防庁長官表彰を受彰されたが、10月1日午後、富田林市民会館で、岸本協会長が発起人となり、盛大に受彰祝賀会が開催された。

泉州火災予防協会連絡協議会総会

同連絡協議会では、泉大津市火災予防協会が当番幹事として、10月19日午後、見学会等を開催した。泉大津市、オートタイヤ㈱の工場を見学後、羽衣荘に移り、総会(情報交換、松村府危協専務理事の最近の危険物規制の現況についての報告等)開催、引き続き懇親会を催した。

ソフト面からみた

危険物規制 Q&A

(第6回)

大阪市消防局
危険物研究分科会

- Q13 屋外貯蔵所に直射日光が当たっているのに、ドラム缶が高温にならないように、一時的にまわりの空地に置いた。



- A13 いいえ。危険物製造所等のまわりにある空地は、消防活動や施設の点検等に必要なスペースなので、ドラム缶等の物品は置いてはいけません。

〔参考条文〕

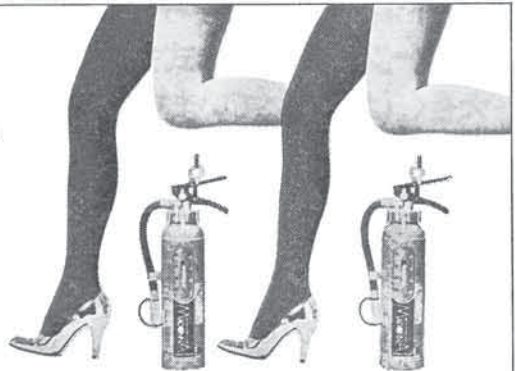
政令第9条①② 危険物を取り扱う建築物その他の工作物(危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。)の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、自治省令で定めるところにより、防火上有効な隔壁を設けたときは、この限りでない。

安全が見える窓つき またひとつ超えました。

安心小窓がついた
その身の消火器
MADONNA
火災御見舞金(最高20万円まで)つき

1998 島田ポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 Tel(06)751-1351(代)
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



区 分	空地の幅
指定数量の倍数が10以下の製造所	3メートル以上
指定数量の倍数が10を超える製造所	5メートル以上

など。

Q14 設備等は、異常があったときは点検や修理をしているが、特に異常がなければ点検しなくてもよい。



A14 いいえ。法令で定める定期点検をしなければならない施設については、異状がなくてもあらかじめ定められた項目について、定期に点検しなければなりません。又法令で定められていない施設であっても、定期に点検して、早期に異常を発見しましょう。

〔参考条文〕

法第14条の3の2 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、自治省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。

政令第8条の5 法第14条の3の2の政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所は、第7条の3に規定する製造所等（第8条の3に規定する移送取扱所を除く。）及び

次に掲げる製造所等のうち、自治省令で定めるもの以外のものとする。

- (1) 危険物を取り扱うタンクで地下にあるもの（以下この条において「地下タンク」という。）を有する製造所
- (2) 地下タンク貯蔵所
- (3) 移動タンク貯蔵所
- (4) 地下タンクを有する給油取扱所
- (5) 地下タンクを有する一般取扱所

規則第62条の4 法第14条の3の2の規定による定期点検は、1年（告示で定める構造又は設備にあつては告示で定める期間）に1回以上行わなければならない。

2 法第14条の3の2の規定による定期点検は、法第10条第4項の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

Q15 冬は屋外にいると寒いのが、危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場所の付近では焚火などの火気を使用していない。



A15 はい。第2類や第4類などの危険物を取り扱っている周辺で焚火などの火気を扱うと災害のもとです。

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、
ヤマトプロテック株式会社として、
 大きく、はばたいています。
 今後ともよろしくお願ひいたします。



ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151代
 本 社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701代

■営業品目■ ビル防災設備/プラント防災設備/遊覧・警報設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器
 名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島/大阪工場

〔参考条文〕

政令第 25 条①(2)~(5)

- (2) 第 2 類の危険物は、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと。
- (3) 自然発火性物品（第 3 類の危険物のうち第 1 条の 5 第 2 項の自然発火性試験において同条第 3 項に定

める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。）にあつては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品にあつては水との接触を避けること。

- (4) 第 4 類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
- (5) 第 5 類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。

(次号へ続く)

危険物施設の事故例

注油中、ローリーより重油流出

東京都内において、タンクローリーより地下タンクへ重油を注油中約 10ℓ を流出する事故が発生した。

〔事故の概要〕

油槽所から直行した移動タンク貯蔵所が、地下タンク貯蔵所へ重油を注油するため、右側のホースを使用して荷下ろしを行っていたところ、左側のホースから重油が約 10ℓ 路上に流出した。

なお、この移動タンク貯蔵所は、左右の吐出口に給油ホースを取り付けていた。

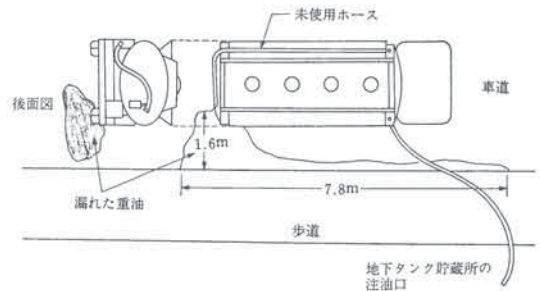
また、常時使用している吐出口は、左側であり、右側はほとんど使用していない。

事故原因は移動タンク貯蔵所の運転手が始業点検及び荷下ろし時の点検を行わないで、油槽所から直行したため、左側のコックが開放していたことに気が付かず、ポンプを

起動したことから、地下タンク貯蔵所へ給油すると同時に反対側の給油ホースから重油が流出したものの。

〔問題点及び対策〕

- ① 始業点検及び荷下ろし時の確認等は、必ず行うこと。
- ② 誤って流出した場合は、迅速に適切な処置を行い、安全を確保すること。
- ③ 操作を行うときは、慣れによるミスをしないように日頃から、安全教育を徹底すること。
- ④ その他。



事故発生時の様子



暮らしに安心と安全をお届けする

- 屋内外消火栓設備
- スプリンクラー設備
- ドレンチャー設備
- 泡消火設備
- ガス消火設備
- 粉末消火設備
- 自動火災報知設備
- 避難設備

創業 30 年の実績と経験で信頼いただく
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商会

本社 大阪市西区京町堀 2 丁目 1 番 17 号
〒550 電話 (06) 443-2456 (代)

平野営業所 大阪市平野区長吉出戸 2 丁目 4 番 6 号
〒547 電話 (06) 707-3341



給油ノズルからガソリン流出

大阪市内で2件発生

本年に入って、大阪市内の給油取扱所において、給油ノズルからガソリンが流出するという事故が2件発生している。ついては、その概要を紹介しますので同種事故の発生防止について、十分注意されたい。

事例その1

大阪市内のガソリンスタンドの給油ノズルからガソリン50ℓが流出する事故が発生した。

〔事故の概要〕

当日、ガソリン20ℓをPOS設定により給油した後、閉店するためPOSの電源を切った。

その後しばらくして給油ノズルからガソリンが流出しているのを通行人が発見し警察に通報した。スタンド従業員はパトカーの到着により流出に気付き、ノズルレバーのストッパーを解除し流出をとめたものである。

事業所側はただちに、備え付けの中和済45ℓを固定給油設備の周囲、側溝及び分離槽内に散布した後、分離槽内の油水をドラム缶に汲み上げて産業廃棄物処理業者に処理を依頼している。

また、今回の事故は、次の3つの原因により発生したものと考えられる。



図1. 計量機略図

〔問題点及び対策〕

- ① 固定給油設備等のノズルレストのフックの摩耗等の点検を充分に行い、異常を発見した場合は、早急に改修すること。(原因②)
- ② 事務所等に操作マニュアル等を常備、注意事項を見やすい箇所に掲示すること。
また、従業員等に対して、給油終了時は必ずレバーストッパーを解除すること、閉店時には、ポンプ等の動力電源を切った後、POSの電源を切る等の操作手順を徹底すること。(原因①、③)
- ③ その他。

項目	通常時	事故発生時
① 給油ノズルのレバーのストッパー	給油量をPOS設定して、給油する場合は、給油終了後も給油ノズルの弁が閉鎖しないので、レバーのストッパーを解除する。	POS設定して給油後ノズルのレバーのストッパーを解除するのを怠った。
② 計量機のノズルフック	給油ノズルの弁が閉鎖していない状態で、固定給油設備のフックに給油ノズルをかけて収納すれば、レバーのストッパーがはずれ弁は閉鎖しそれとともにポンプの停止スイッチが作動し、ポンプは停止する。(図2、ア)	固定給油設備側のフックが、かなり摩耗していたために、給油ノズルを確実に収納できなかった。そのためレバーのストッパーは、はずれずポンプの停止スイッチも作動しなかった。〔この時点では、引き続きPOSにより電氣的に制御(停止)されているため、ポンプは停止していた。〕(図2、イ)
③ POSの電源	閉店時には、ポンプなどの動力電源を切りPOSの電源を切るので、たとえPOSにより電氣的に制御されているものがあったとしても、先に動力電源を切っているため、事故は生じない。(図3)	動力電源より先にPOS電源を切ったため電氣的に制御(停止)されていたものが解除されポンプが再び起動し、ガソリンが流出した。(図3)

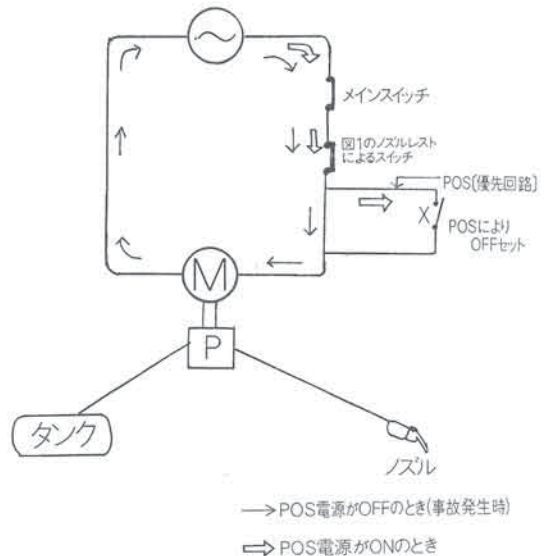


図3. POSによるOFF制御時の回路図

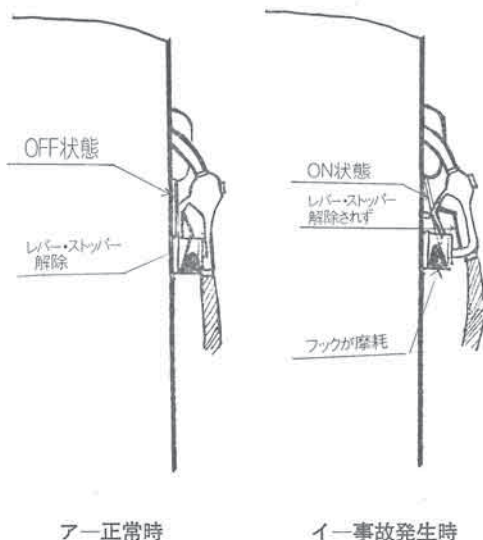


図2. ポンプ停止ボタンの作動状況

事例その 2

大阪市内のガソリンスタンドの給油ノズルから熱膨張のためと思われるガソリンの流出事故が発生した。

〔事故の概要〕

スタンド休業日の前日、閉店直前にPOSにより給油量を設定し、ノズルレバーを固定して給油作業を行った。POSによりポンプが自動停止した後、ノズルレバーを固定した状態（開放状態）で、ホースリールにホースを巻とりそのまま業務を終了した。

当日の昼にノズルからガソリンが漏洩しているのを巡回中の警察官が発見したものである。

消防車が救護出場を行い、給油ノズルから落下しているガソリン約 2 ℓ をバケツにて回収している。

原因については現在調査中であるが、配管内のガソリンが、昼間の温度上昇により膨張し、配管内の圧力が上昇し、開放状態のノズルからガソリンが漏洩した、可能性が考えられる。

〔問題点及び対策〕

- ① 危険物配管のうち、直射日光の当たる部分については断熱材を巻く等、温度上昇防止措置を講じること。
- ② 事務所等に操作マニュアル等を常備し、注意事項を見やすい箇所に掲示すること。
また、従業員等に対して、給油終了時は必ずレバー・ストッパーを解除すること、閉店時には、ポンプ等の動力電源を切った後、POSの電源を切ること等の操作手順を徹底すること。
- ③ その他。

保安講習、12月期会場について

保安講習、12月期会場予定は次のとおり。

57回	12月4日午後	豊中市民会館
59回	12月12日	大阪府商工会館
60回	12月13日午前	〃
61回	12月13日午後	〃
62回	12月14日	〃

なお、平成3年2月にも大阪、茨木、豊中、枚方、堺、吹田、東大阪で開催される予定であるが、2月で本年度は終了し、平成3年度は7月頃の開催となるので、2月期の商工会館の会場が満席となるおそれがあるから、できるだけ早い目に受講されたい。案内書・予約申込書は消防署・協会で交付。

Safety & Fire Engineering



防火・防災機器をフルラインアップ。豊富な製品群が多様化するニーズに応えます。

安全は時代の必然。

新しいマルナカ、始動。



株式会社 マルナカ

口本 社 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 〒530
TEL.(06)371-7775(代表) FAX.(06)372-1659

口東京本社 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 〒113
TEL.(03)944-0161(代表) FAX.(03)944-0170

株式会社 神戸マルナカ

株式会社 名古屋マルナカ

危険物取扱者養成講習ご案内

平成2年度第3回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場	
乙種第4類	1期	11月19日(月)、11月28日(水)	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)	
	2期	11月21日(水)、11月29日(木)	大阪府商工会館	
	3期	11月19日(月)、11月21日(水)	堺市民工会館 (南海高野線堺東駅ヨリ8分)	
	4期	11月27日(火)、11月28日(水)	茨木市商工会議所 (茨木駅ヨリ約13分)	
	5期	11月26日(月)、11月27日(火)	泉佐野市消防本部 (市役所前バス停)	
	休日コース	11月12日(祭)、11月18日(日)、 11月25日(日)	9時30分～16時	大阪府中小企業文化会館
丙種	11月22日(木)	9時30分～16時	大阪府商工会館	

2. 受付期間と場所

受付場所	日 時	
豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分)	豊中防火安全協会	11月9日(金) 午前10:00～11:30
茨木市消防本部内	茨木市災害予防協会	11月9日(金) 午後2:00～4:00
東大阪市西消防署内 (近鉄・小坂駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会	11月13日(火) 午前10:00～11:30
(地下鉄・守口駅前)	守口消防署	11月13日(火) 午後2:00～4:00
泉佐野市消防本部内	泉佐野市火災予防協会	11月14日(水) 午後2:00～4:00
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会	11月14日(水) 午前10:00～11:30
堺市高石市消防本部内 (南海・湊駅北へ6分)	堺市高石市防災協会連合会	11月15日(木) 午後2:00～4:00
四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北2号出口)	側大阪府危険物安全協会	11月8日(木) 午前9:30～午後4:00 11月15日(木) 午前9:30～午前11:30

3. 受講会費 (会費には、各テキスト代を含みます) テキスト不要の場合は乙種は2,000円減額。

種別	会 員	会 員 外
乙種 (4類)	10,000円	12,000円
乙種 (休日) コース	14,000円	17,000円
丙種	4,000円	5,000円

◀甲種の準備講習会は、次回、平成3年1月に開催します▶